

[ホーム](#) >> [事業案内](#) >> [日独共同大学院プログラム](#) >> [募集要項](#)

日独共同大学院プログラム

日独共同大学院プログラム平成22年度分募集要項

平成21年7月
独立行政法人日本学術振興会

1. 目的及び趣旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、ドイツ研究協会(Deutsche Forschungsgemeinschaft: DFG)と協力して、「日独共同大学院プログラム」(Japanese-German Graduate Externship - International Research Training Groups: IRTG -)を実施しています。

本事業は、日本とドイツの大学が協力して大学院の教育研究を共同で行おうとするものであり、具体的には、6名以上の博士課程在学者が年間10か月以内、相互に相手国の大学院でその教育を受け研究活動に従事するとともに、教員についても双方の大学院が相互派遣を行うものです。これにより、日独の大学院における組織的な学術の国際交流を促進し、博士課程における若手研究者の育成及び国際的な共同研究の充実に資することを目指しています。

活動形態は、以下の3項目とします。

- (1) 博士課程(一貫性の場合は博士後期課程)に在籍する大学院学生(年間対象6名以上)を、10か月以内、ドイツの大学院(エクステンション・プログラムを含む)に派遣し、共同で当該学生の教育、研究指導、博士論文の作成指導等を行います。
- (2) ドイツの大学院に教員(年間対象5名以上)を派遣し、派遣先大学院における講義、研究指導及び博士論文の作成指導を行います。
- (3) 大学院学生及び若手研究者の研究発表を主な内容とする共同セミナーを行います。

2. 対象研究分野

すべての学術分野を対象とします。

3. 申請資格

申請が可能な機関は、国公立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する大学に限る))である大学のうち、下記の条件を満たすものとします。

- (1) 大学院博士課程を有する(専攻又は同一大学内の専攻の組み合わせを単位とし、当該プロジェクトの代表者としての研究科長が学長を通じて申請すること。当該専攻に所属する常勤の教員をコーディネーター(*)とする。)こと。
- (2) 組織的な教育研究体制が整備されていること。

(*)「コーディネーター」とは、日本側教員のうち、ドイツ側の大学及び教員とともに、プロジェクトの構築・遂行に中心的役割を果たし、プロジェクト実施に責任を持つ者をいいます。

4. 採用期間

3年間(平成22年4月～平成25年3月)

プロジェクト終了後、別に定める再申請プロセスにより、2年間の延長を認める場合があります。

5. 採用予定件数

1件程度

6. 本会支給経費(ドイツ側に係る経費は、ドイツ研究協会(DFG)が支給する。)

- (1) 支給額 1プロジェクトあたり1,500万円以内/会計年度
- (2) 支給経費の用途
 - ① 日本側大学院学生のドイツへの渡航費及びドイツ国内滞在費
 - ② 日本側教員の外国旅費・国内旅費・滞在費
 - ③ 日本側開催の共同セミナー開催費
- (3) 支給方法等
 - ① プロジェクトの実施に要する業務について、申請大学に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
 - ② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。
詳細は、別紙「日独共同大学院プログラム 経費の取扱いについて」を参照してください。

7. 申請手続

(1) 提出書類

申請希望大学(研究科)は、所属大学長を通じて次の書類を本会に提出してください。
本会への個人申請は受け付けません。

- ① 日独共同大学院プログラム申請書(様式1/和文)
正本1部 写し7部(いずれもA4判 両面印刷)
- ② 日独共同大学院プログラム申請内容要旨(様式2/英文)
正本1部 写し7部(いずれもA4判 両面印刷)
- ③ 申請プロジェクト一覧(様式A) 正本1部

(2) 申請受付期間

平成21年11月9日(月)～平成21年11月13日(金)17:30[本会必着]
(申請書の所属大学内での締切日は異なるので、必ず確認してください。)

8. 申請上の留意事項

(1) ドイツ側大学の申請

本事業は、ドイツ研究協会(DFG)が実施しているInternational Research Training Groups(IRTG)と連携し、双方で共同採択を行い、日独の大学がそれぞれ日本側は本事業、ドイツ側はIRTGにおいて支援を受けて実施することとしていきます。そのため、申請に際しては、申請機関と協力してプロジェクトを実施するドイツ側の大学も、IRTGへの申請を行うことが必要です。本事業を双方が同時期に開始できるように、本申請においてはドイツ側大学がDFGにfull proposal を提出済みであることを日本側大学の申請要件とします。これらの条件が満たされていない場合、本会への申請は無効になりますので注意してください。

IRTGについては、以下のDFGのホームページをご覧ください。

http://www.dfg.de/en/research_funding/coordinated_programmes/research_training_groups/int_gk/index.html

なお、本事業の申請書と、ドイツ研究協会(DFG)が実施するInternational Research Training Groups(IRTG)の申請書は、内容においてすべて一致するものではありません。

IRTGでは、2段階の申請手続きをとっています。申請機関は、まず簡単な申請内容(short proposal)をDFGに提出します。DFGは、その中で評価が高い申請についてのみ正式な申請書(full proposal)の提出を求め、採否の審査を行います。

(2) 他事業との重複について

- 本事業のコーディネーターは、本会の先端研究拠点事業、拠点大学交流事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業、日中韓フォーサイト事業、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)、二国間交流事業(共同研究・セミナー)、日仏交流促進事業(SAKURAプログラム)、日米がん研究協力事業及び日中医学交流事業において、コーディネーター・研究代表者・担当教員・開催責任者となることはできません。
- 本会において審査・評価を行っている、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPIプログラム)、グローバルCOEプログラム、大学院教育改革支援プログラム、組織的な大学院教育改革推進プログラム、質の高い大学教育推進プログラム、大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム、及び国際化拠点整備事業(グローバル30)、また、本会国際事業部が実施している拠点大学交流事業、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業、日中韓フォーサイト事業、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)及び日独共同大学院プログラムを実施している(あるいは申請中の)申請大学は、その事業と本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。
上述の諸事業により支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いませんので、審査においては、本事業と重複していないか確認を行います。
- 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがあるコーディネーターは、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

9. 審査の方法及び結果の通知

(1) 審査の基準

審査は、次の基準により行います。(共同課程の準備)

- ① ドイツ側大学との共同課程が編成され、または編成に向けた具体的な準備が進められていること。
(継続的協力関係)
- ② 我が国とドイツの当該大学間における継続的な協力関係の形成が期待できること。
(分野及びプロジェクトの重要性)

- ③ 対象となる分野及びプロジェクトが、ドイツとの交流を進めるにあたって重要であると認められること。
(教育研究効果)
- ④ 我が国の大学院学生が、ドイツ側大学において広範な基礎的、革新的学術情報を収集できること。特に、当該プロジェクトへの参加により、より水準の高い博士論文の作成、質の高い共同研究の発表が見込めること。
(コーディネーター及び参加教員の適性)
- ⑤ 日本側コーディネーター及び参加教員のこれまでの教育研究活動が当該分野において世界的水準に達しており、コーディネーターがドイツ側大学と交流プロジェクトの調整を行う者として適格であること。
(教育研究環境の整備)
- ⑥ 当該大学において、プロジェクトの目的を達成するにあたって必要な施設設備、及び経済的負担の軽減措置が整備されている、又は見込まれること。
(申請経費の合理性)
- ⑦ 申請経費の内容が妥当であり、計画上、必要不可欠なものであること。

(2) 選考方法、結果通知

本会国際事業委員会書面審査員による書面審査の後、必要に応じて、平成22年2月(予定)に同委員会においてヒアリングを実施します。その後、ドイツ研究協会(DFG)の審査結果と合わせて最終的な採否を共同決定し、平成22年3月下旬(予定)に申請機関長あてに通知します。

10. 採用決定後の手続き

本会は、大学長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画調書等の様式を送付するので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

11. 大学及びコーディネーターの義務

- (1) 本事業の実施により生じた成果は、ホームページを開設するなどして、積極的に公開してください。また、これらの研究成果物の権利の帰属については、日独の大学が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しませんが、成果発表に際しては本会の支援を受けたことを明記してください。
- (2) 事業の支援期間終了後に、事後評価を本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。

12. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会日独共同大学院プログラムの業務遂行のためにのみ利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採用されたプロジェクトについては、大学名、コーディネーター及びその他の参加者の氏名等、年度実施計画、年度実績報告並びに評価結果等が本会ホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

13. その他

- (1) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、責任を負いません。
- (2) 研究者等による競争的資金等の不正使用等や研究教育活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、採用の決定の取消し、既に配分された経費等の一部又は全部の返還等の取るべき措置をとります。
競争的資金等の適正な使用等については、別添(「[競争的資金等の適正な使用等について](#)」)をご参照ください。
- (3) 本会は、軍事を目的とする研究の支援は行いません。
- (4) 募集要項・申請書及び関連情報は、本会のホームページから閲覧・ダウンロードできます。

ホームページ http://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html

14. 申請書類の送付先及び照会先

〒102 - 8471 東京都千代田区一番町6番地
独立行政法人 日本学術振興会
国際事業部 研究協力第二課「日独共同大学院プログラム」担当
TEL: 03 - 3263 - 1697 / 1802(ダイヤルイン)
FAX: 03 - 3263 - 1673
E-mail: externship@jsps.go.jp